

長崎市行政財産使用料条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
1 土地、建物その他の物件を使用する場合の使用料				1 土地、建物その他の物件を使用する場合の使用料			
土地 (1年につき)	建物 (1年につき)	その他の物件 (1年につき)		土地 (1年につき)	建物 (1年につき)	その他の物件 (1年につき)	
使用する土地の価格に100分の3を乗じて得た額(消費税法(昭和63 年法律第 108 号)第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料は、その額に100分の110を乗じて得た額)	使用する建物の価格に100分の6を乗じて得た額に左欄に定める額を加算した額に100分の110を乗じて得た額。	使用する物件の価格に100分の30を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額		使用する土地の価格に100分の3を乗じて得た額(土地のみを1月未満使用する場合の使用料は、その額に100分の110を乗じて得た額)	使用する建物の価格に100分の6を乗じて得た額に左欄に定める額を加算した額に100分の110を乗じて得た額	使用する物件の価格に100分の30を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額	
備考 [略]				備考 [略]			
2 電柱等を設置する場合の使用料				2 電柱等を設置する場合の使用料			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱その他これらに類する工作物	[略]	[略]	[略]	電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱その他これらに類する工作物	[略]	[略]	[略]
	[略]		[略]		[略]		[略]
	[略]		[略]		[略]		[略]
	[略]		[略]		[略]		[略]

広告物	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	4,887
自動販売機	使用面積 1 平方メートルにつき 1 年	12,000

1~3 [略]

4 「無線基地局」とは、工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局又はこれに類する小型の無線基地局等(当該無線基地局に附帯するアンテナ、配管及び配線を含む。)をいう。

5 「表示面積」とは、広告物の表示部分の面積をいう。

6 使用期間が1年に満たないとき、又は使用期間に1年未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数は、月割によつて計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、自動販売機を設置する場合において、1月未満の端数があるときは、1月を30日とした日割計算とする。

7 長さに0.01メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

8 面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

9 消費税法第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、自動販売機を設置する場合は、この限りでない。

10 この表により算定した額に、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

[以下略]

[新設]		
[新設]		

1~3 [略]

[新設]

[新設]

4 使用期間が1年に満たないとき、又は使用期間に1年未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数は、月割によつて計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

5 長さに 0.01 メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

6 面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

7 使用期間が1月未満のときは、この表により算定した額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

8 この表により算定した額に、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

[以下略]